

第5章 災害復旧計画

この計画は、特別防災区域に係る災害対策に引続き実施する災害応急復旧及び災害復旧に関して定める。

第1節 災害復旧の基本方針

災害復旧実施責任者は、被災施設の原形復旧に止めることなく再度災害の発生を防止するため必要とする施設及び改良等の措置を講じて将来に備えるものとする。

第2節 公共施設の災害復旧計画

1. 災害復旧事業方針

国の所轄に係る公共土木施設については、国が災害復旧事業を実施し、その他の公共土木施設災害で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるものについては、当該災害復旧事業として実施し、同法の適用を受けないものについては、県及び市町が災害復旧事業を実施する。

その他の公共施設については、災害復旧実施責任者がそれぞれ災害復旧事業を施行する。

2. 災害復旧計画

(1) 道路等

道路橋りょう等で、災害復旧及び産業活動に重要な影響を及ぼす路線については、本工事と並行して、応急工事を施行し、道路機能の早期回復を図るものとする。

(2) 水道

被災した水道施設は、水道事業者が速やかに復旧を行うものとするが、被災の程度により早期全面復旧が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施する。

(3) 工業用水道

被災施設の速やかな復旧を行うものとするが、JX日鉱日石エネルギー㈱等が必要とする工業用水は、仙台圏工業用水道及び仙塩工業用水道から給水が可能であり、災害によって一方が被災しても他方から給水できる態勢にする。

(4) 都市ガス

都市ガス供給の重要性にかんがみ、仙台市ガス局は、早急な復旧を図るものとするが、特に供給再開時の事故防止に万全を期すものとする。

(5) 港湾

国の直轄事業による災害復旧及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧又は、県単独事業による災害復旧を速やかに実施するものとするが、必要に応じ、仮さん橋、航路掘さく等の応急工事を考慮する。

(6) 電力施設

被害電力施設は、東北電力㈱宮城支店が復旧順位に従って早急な復旧を図るものとするが、供給不足等をきたす場合は、相互供給等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 電話施設

被災した電気通信設備は、日本電信電話㈱宮城支社が通信回線の回復状況に応じて重要回線から復旧にあたるとともに、必要に応じて現地本部その他必要と認める場所に非常用移動電話局装置を設置するなどして緊急通信を確保する。

(8) その他の公共施設

その他の公共施設についても国民生活及び産業活動に重要な影響を及ぼすもので、災害復旧の実施責任者は、総力をあげて復旧にあたるものとする。

第3節 公共施設以外の災害復旧計画

1. り災者に対する措置

県及び市町は、り災者に対し、応急仮設住宅の建設、災害援護資金の貸付け及び災害復旧住宅資金のあっせんその他災害復旧のための必要な措置を講ずるものとする。

2. 中小企業者に対する措置

県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金・一般資金及び災害復旧対策資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関等と連携し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

3. 特定事業者の災害復旧

特定業者は、災害による事業活動の停止が、その地方の生活や生産活動に大きな影響を及ぼすところから、被災施設の復旧事業活動の再開に努めるものとする。

仙台市ガス局、東北電力㈱は、災害による原料供給障害を予測し、あらかじめJX日鉱日石エネルギー㈱仙台製油所と協議したところにより、原料確保についての必要な措置を講ずるものとする。